
平成31年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

平成31年3月14日 (木曜日)

議事日程 (第4号)

平成31年3月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1番 宗 晶子君	2番 小林 和政君
3番 鞆野 希昭君	4番 池亀 豊君
5番 工藤 久司君	6番 宮下 久雄君
9番 田村 兼光君	10番 塩田 文男君
11番 武道 修司君	12番 丸山 年弘君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	種子 祐彦君	人権課長	武道 博君

税務課長	……………	江本昭二郎君	住民課長	……………	神崎 博子君
福祉課長	……………	首藤 裕幸君	産業課長	……………	今富 義昭君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上水道課長	……………	福田 記久君	下水道課長	……………	西田 哲幸君
総合管理課長	……………	吉留梯一郎君	商工課長	……………	野正 修司君
学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	……………	古市 照雄君
農業委員会事務局長	…	平田 美樹君	環境課長補佐	……………	内山 政幸君
環境課環境係長	……………	天野 真吾君	監査事務局長	……………	石井 紫君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
田原 宗憲	1. ブロック塀について	①倒壊の恐れのある物について
	2. 八津田小学校について	①建替えについて
	3. 新庁舎建設について	①建設について
池亀 豊	1. 国保料（税）における子どもの均等割減免について	①社会保険、国民健康保険の公費支援を増やすべきではないか ②子どもの均等割減免（軽減）を検討する考えはないか
	2. 庁舎建設について	①新庁舎建設事業者選定プロポーザルにおける一次審査で50点にも届かない業者は、本事業を行うに十分な能力を有しないのではないか
	3. 築城基地について	①F-2戦闘機の墜落について ②沖縄の負担軽減について ③自衛官募集事務に関し、個人情報を守られているか
	4. 京築広域圏消防本部の用途不明金について	①2010年5月に、4,500万円の不足金に気付き本部の基金から埋め合わせ、帳尻を合わせたとされている。今回の「回収に匹敵する節約」は、このような不正隠しを図ったことをウヤムヤにするものではないか

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程第1、一般質問です。

発言は、昨日の続きの議員からとします。なお、質問は前の質問席から行ってください。答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言してください。

これより順番に発言を許します。

では、6番目に、13番、田原宗憲議員。田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 本日、トップバッターということで、最後まで頑張りたいと思います。

通告どおりに質問を行いたいのですが、まず初めに、ブロック塀についてであります。

このブロック塀については、学校関係のブロック塀に関しては、国・県の補助などで回答されていると思います。このブロックの倒壊の恐れのあるものに関しましては、民間の町民の方のブロック塀についてなんですが、これを町のほうで補助する気はないかということはどうのように考えていますか。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課元島でございます。田原議員さんの御質問なんですけども、町のほうといたしましては、国のほうが災害時における通学路や避難路等の安全と通行を確保するため、もしくは地震による倒壊の危険性が高いブロック塀の改善を加速、安心安全のまちづくりを推進するというところで、国のほうの補助金と県の補助金の要綱が定められまして、31年度の当初予算、議案第7号になりますけども、31年度の当初予算の9款1項2目の災害対策費のほうで補助金のほうを、予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） ちょっと聞き取りにくかったんですが、通学路とか学校関係、このものに関しては一応、補助金はあることいいんですかね。

町民の方から、例えばブロック塀を壊したいけどお金がない、そこを例えば子供さんなりが通ることも多分、あると思うんですよ。そういう場合に通学路じゃなくても危険性を伴うのであれば、そこら辺、町民の方から要請があればブロックの、例えば解体費用の処分代、産業廃棄物で

すね、それぐらいのものを補助する気はないかということなんです。どうですか。

○議長（田村 兼光君） 総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課元島でございます。補足をさせていただきます。通学路や避難経路等に市町村が災害時の安全や通行を確保するために必要があると認める道路に面するブロック塀で、高さが1メートル以上のブロック塀の撤去に要する経費につきまして、町のほうから2分の1を補助するというので、31年度の当初予算に計上させて……。撤去。

ただ、ブロックが地震に対して倒壊する恐れがあるかという診断、事前に御相談いただきまして、うちのほうが建築士のほうに確認をいただいて、診断のカルテのほうで40点未満に対して国の補助の要綱になっておりますので、その分で予算を計上させていただいております。上限が2分の1、もしくは上限の金額が10万9,000円というふうに国の補助基準になっておりますので、当初予算のほうでは5件分を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） そうすれば、一応、今後、申請なりがあれば行うということでもよろしいですね。いいんですよ。あくまでも自治会からの要望とかそういうのじゃなくて、個人からの要望があれば今後やっていくということでもよろしいですね。違うんですかね。済みません。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課元島でございます。全てのブロックということではございませんで、先ほど申し上げましたけども、通学路や避難経路ということになっております。

まず、事前に総務課のほうに御相談していただいて、先ほども申し上げましたけども、確認をして、診断をしていって、40点未満のブロックじゃないと国の補助事業のほうには対象になりませんので、まず診断を行うという形になります。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 多分、自分との見解が違うんですよ。先ほどから聞いてたら、通学路とか避難経路、そういうものじゃなくて、例えば課長が全部を、築上町の世帯を全部見て回ってるわけじゃないと思うんですよ。だから、危険箇所というのは本人しかわからないとか、地元の人も本当に危険かどうかわからない。そういう要望があれば町の単費で補助する気はないかということですね。

家屋に関しては、例えば倒壊の恐れのある家屋に関しましては、多分、補助金がついてると思うんですよ、町のほうで。もちろん県なりの予算とは思いますが、今後、その町民から要請が

あれば、まだ国のほうの補助とかは多分、できないかもわからないけど、ただ本当に危険性があるから中学校の、例えば椎田中学校の何ですかね、カーブのところのグラウンドのブロックもすぐ壊しましたよね。

だから、国のほうも危険で、例えばそこに児童が倒れたりとかしたときに責任問題になるから、公共のものに関しては、去年ですかね、一応、壊したと思うんですよね。だから、そういう町民からの声があれば、町の単費のほうで本当に危険と認めたときですよ。例えばブロック塀を触って動くような、昔のブロック塀に関しては鉄筋とか入ってないものがあるんですよ。だから、そういうものに関して本当に危険と認めたときは、境界が、例えば町の里道とか、水路は多分、町のものになると思うんで、だからそこを、例えば子供も歩く、お年寄りも歩く、通学路だけじゃなく危険箇所があれば、そういうふうに緊急にしてもらえないかちゅうことなんですよ。

だから、通学路とかそういう意味じゃないです。申請があったときに調査をして、本当に壊さなくてもいいなというものであれば別に壊す必要もないと思うんですよね。だから、そこら辺はどうかちゅうふうな質問なんです。町長に答えてもらいましょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 全てのブロック塀を、所有者は壊したいと思ってもそれができないということで、今は国の基準に基づくものしか町では行わないという形になっております。基本的には先ほど課長が言ったとおりでございます。

あと、本当に通学路、それから人が頻繁に通る道路でブロック塀、先ほど言った点数であれば、これは国の基準に私は乗っかる、だけど田原議員が水路の横のブロック塀とかそういうものについては、やっぱり個人の責任において、私は壊してもらいたいということで、今のところ町ではそこまではやるという形を決定しておりません。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 一応、水路は例えでちょっと言ったんですが、だから、子供が頻繁にそのブロックの周りを、どことはちょっと自分も言えないから、だから、そういう声を建物に関しては補助がある。ただ、もちろん日にちもかかりますよね。すぐ申請してじゃないから、だから、そういうところが多分、まだ町のほうが把握できてないところが多分、あると思いますので、もし相談があったときは前向きに、今後の課題として、申請があったとき。ただ、壊れる恐れのないものを壊せちゅうもんじゃないんで、だから、今度、機会があればまた、ちょっと場所は自分が言いますんで、一応、この件は前向きに考えてもらいたいちゅうことで、次の質問、移ります。

次の質問であります、八津田小学校の建て替えについてであります。

まず初めに、建て替えについての事業費と工期ぐらい、ちょっと教えてもらってよろしいです

か。

○議長（田村 兼光君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課鍛冶でございます。御質問の件でございますが、事業費につきましては築城中学校の事業費をベースに概算の事業費ということで、今、算定をしております。総額約12億というところで算定をしております。

ただ、これにつきましては今後の建設物価の上昇等を考えると、考慮すると、若干上昇傾向にあるのかなというふうに考えております。

それからスケジュールでございますが、この前、全員協議会の際にもスケジュール案を御説明させていただいたところでございますが、基本的には来年度設計をいたしまして2020年度、2021年度2カ年をかけて建設工事をするという予定にしております。

最終的には2022年度の4月に新校舎での開校ということで、現在、予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 一応、資料はちょっともらってるんですが、この小学校の建設に当たりまして、建物に関しては標準工期だと思うんですね。建物に関しては16カ月だったと思うんですが、外構工事に関しては4カ月、解体工事に関しては4カ月で、事業費は12億ですね。この中でまたプロポーザルで多分、入札になると思うんですが、この中で点数とか、できるだけ多くの業者の方に参加をしていただき、審査員の方に多くの業者の方の審査をしてもらうように（ ）。

ただ、この点につきまして、その建物が16カ月、外構が4カ月、解体が4カ月ですね。これに関して課長、予算は仮に2年、3年度、またがっても構わないんですが、この建物の単体の工期としてどうですか。16カ月はちょっと長過ぎるような気がするんですが、どうですか。

○議長（田村 兼光君） 学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課鍛冶でございます。議員御指摘の工期の関係でございますが、今現在、詳細な設計ができていないという段階でございます。先ほど申しましたように、築城中学校の建設スケジュールですね、これをベースに、今、スケジュール案を組んでいるところでございます。これから詳細設計等が上がってきますので、もし、その内容を踏まえて標準工期等については設定をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 今の16カ月というのは多分、長いと思いますので、できるだ

け工期を短くすることはよくないと思うんですね、事故につながる、手抜き工事とかになりますので、だから猶予を持って八田小学校を建てかえていただきたいと思います。

それで、次の質問に移ります。

新庁舎の建てかえについてであります。まず初めに、上限提案価格は34億6,500万だと思いませんか。今回、契約関係に上がっておりますが、落札価格はどれぐらいの金額を切って落札したのか、お答えできますか。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。庁舎建設の建設事業費に関する御質問でございますが、済みません、ちょっとお待ちください。上限予定価格34億6,500万円に対して見積もり価格が税込みで34億6,464万円でございます。以上です。

税抜き価格につきましては32億8,000万円ということでございます。以上です。（「差額」と呼ぶ者あり）差額は税込みで64万円ということでございます。

申しわけございません。36万円でございます。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） この庁舎建設に関しまして、プロポーザル方式で工事を行うんですね。その上限価格が、上限提案価格ですかね、一般的にまあ、工事価格だと思うんですが、34億6,500万の工事に対して、落札価格でよろしいですかね、落札価格が34億6,464万円。予算を三十何億の仕事で36万円の予算しか残してないんですね。なぜこういうふうになったか。

それと、この評価点方式の中で700点の点数があると思うんですが、その内訳も答えられますか。例えば、今、落札、仮契約をしている業者の点数を100点満点中何点、何点、というふうな方法でお答えできますか。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。提案価格、上限価格に対して提案価格が36万円しか落ちなかったというところでございます。これにつきましては業者のほうの積算等と思いますが、短い工期を最大限可能に実施できるというところで若干、価格を最大で見ているのだと思います。

あと採点につきましては、審査委員会の点数表でございますけれども、1次審査が100点満点中49点で、2次審査が500点満点中331点、そして提案価格につきましては36万しか落ちておりませんので、100点中0点ということになっております。合計で700点満点中380点でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） この提案価格ですかね、提案価格が36万円しか切っていないからその評価点がゼロ点だったということなんですね。

この業者さんは筑紫野市役所を、ことし、多分できたんですよね、ですよね。この業者さんと同じですよね。

この予算を決めたときに質問をほかの議員さんがしたと思うんですが、平米当たりの単価を筑紫野市役所を建てたときに、平米当たり45万円という指摘は多分、したと思うんですよね。そのときに、何で築上町は50万円なのかという質問もしたと思うんですよね、しましたよね。ちょっと高いんじゃないか。このときの回答が確か高めに設定しておりますちゅうような、何かこう、回答、課長、しましたよね。高めに設定してますちゅうような回答、しましたよね。

その中で、この庁舎の建設に当たりまして、庁舎の仮設、仮設の庁舎を建てれば2億かかるとか、だからお金がかからないようにしたい。そういうところを削減して行って、高めの予算で提案価格ですね、36万円しか（ ）く高く落札した。

その初めのこの計画をした中で、工期にとにかくもう、工期が本当に心配なところなんですよ。初めから、町長もおっしゃったように4月の16日の全協か去年の4月の27日の臨時会かちょっとよく覚えませんが、町長が、解体と外構工事に関しましては33年度になるかもしれませんという答えを頻繁にお答えしてたと思うんですが、初めはこれ、分けて出すような、多分、計画もあったと思うんですよね。なぜ一緒に、工期が間に合わない、間に合わないという中で、何で一括で出したんですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これも何回も言うように、事業の関係で地方債事業、これをやっぱ平成33年の3月31日までに完了しないと合併特例債が使えなくなって、工期をそれ以降、延ばした場合は一般単独事業ということで、町費の全て持ち出しになります。だから、そういう形の中でプロポーザルの選定をしたときには、3月31日限りで上限価格は先ほど言った金額だというふうなことで、これで見積もりを出していただきたいというふうなことで、プロポーザルの要件の中に入れてしておるところでございまして、ここは、あとは詳細設計の中でこの金額に匹敵する設計を、やはり我々も設計に当たっては協議をしております。

そして、また議会の皆さんにもこの設計内容を報告してまいりますので、そういうことで、一応、プロポーザル方式の形の中で事業費の関係でということ、圧縮して、業者もそれを承知で一応、提案をしてきたと、このような形になっておりますので、これを何とか平成33年の3月31日までに完了してもらおうと。これ、もうきのう、もう何回も言ったわけですけども、1つのこの期限を切って、少し無理だったかもわからんけど、やるという形の提案がっております。

やれないという形になれば、いわゆる辞退という形も出てくると思うんですけど、もう1件のほうはやれないと判断したのでしょうか、辞退ということになってきましたので、そういうことで御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 後でちょっと質問しようと思っと思ったんですが、先にちょっと質問します。

もしも、最悪のときですよ、3月31日に工事が完了してなくて、その場合の最悪の事態のときはどうなるのか、答えてもらってよろしいですか。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。工期3月31日に終わらなかったというところでございますけど、契約約款、工事請負契約の契約約款に基づきまして、遅延金ということも考えられますけども、遅延金につきましては遅延の日数によって金額が異なりますので、そのときの利率もございまして、2年後のことになりますので、金額につきましてはお答えすることは今のところは控えさせていただきたいと思うところです。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） まず初めに、交付金ちゅうのは、別に遅れてもその業者から違約金をもらえば遅れてもいいということでしょう。

もしも遅れたときの最悪のことを聞きよるんですよ。今、遅れないのが前提で。だから、遅れたときにどういうふうになるのか。遅延損害金て言うけど、恐らく1,000万もいかなのやないか、500万くらいじゃないですか。何万分の何とかいうような計算方式になると思うんで。だから、この業者はわざわざ評価点が提案価格に関して1割切ったら100点つくんですよ、評価点が。700点満点中の三百八十何点かな、だと思っんですよ。500点の点数が多分、388点ぐらいしかないと思うんで。だからわざわざ、そこを、評価点をゼロ点ですよ、ゼロ点。実績もある会社ですよ。筑紫野市役所を最近、完了した会社なんやから。もちろんスーパーゼネコンさんやから、同じような単価で、名義人とかに仕事を押しつけるわけですよ。そうすれば、基本的に平米当たり45万円。50万円も正直、必要ないんですよ。わかりますかね。

だから、自分が思うとったのは、これ、偶然かもしれませんが、筑紫野市役所のJVを組んでた会社と設計会社が今回、こうクロスしてますよね。片方のほうに、前田建設工業さんの名前が出るとるよね。だから、筑紫野市役所の設計と一緒に載っった会社がこっち側の辞退した会社のほうにおるんですよ。だから、なぜこういう評価点がゼロ点になったかという、自分の空想で

すよ。だから、お前んとこ辞退するんかというような感じで、もう辞退、工期はとにかく守らなければいけないのが基本とは思いますが、これを前提の中で、情報は漏れて、漏れて満額に近い金額を書いたんじゃないのかなと思うんですよね。

ちなみにちょっと聞いてみまじょうか。そのもうお答えできんやったらお答えできんでいいですが、この入札は落札した業者が同じ日に多分、書類を出してると思うんですが、ですよね、2月の18日か何か出してると思います。私、空想ですよ。恐らく落札した業者が後で入札書なり、提案書を出したんじゃないですか。ちょっと答えれますか。答えられんかったらもう答えれんでいいんですけど。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。辞退届と技術提案書の提出日でございますけども、同日でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。順番はちょっとどっちが先だったかというのは記憶にないんですけども、私もその場にいたわけではございませんので、同日というわけではございません。同じ日のうちのいずれかの時間に提出をいただきました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） わかりました。

とりあえず、工期はとにかく守って工事をしてもらおう。

最悪のとき、工期が遅れたときは遅延損害金を払えばいい。そのとき、町のほうの多分、国からのペナルティーとかないんですか。以前、町長が多分、何か1年は特例で延ばせるみたいなこと、何かちょっと、こう言ったような気がするんですが。

○議長（田村 兼光君） 町長。

○町長（新川 久三君） 今の申請が合併した当時の延長になったときの期日が平成33年の3月31日と。この地方債で申請をしておりますので、これ以上延びた場合はこの延びた分だけの竣工できなかった場合は検査に来て、地方債の元利償還のときの交付税参入がされないような形になるのではないかと。ここのところは国のほうにまだそこまではしてないんですけど、当然、3月31日までに仕上げなければ地方債においてもペナルティーが来るという形になれば、この分が町の一般財源で全て払っていかなくやいかんと、このような形になろうかと思ひます。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。先ほどの町長の地方債の答弁でございま

すが、地方債につきましては単年、単年の申請になります。32年度の単年の地方債の申請でございますので、32年度分の地方債につきましては1年間の延長、繰り越しというか期日延長ができますので、地方債につきましては1年間猶予がございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ちゃんと答えにや。新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、地方債は工期延長すれば認められるけど、私は工期延長するつもりはないと言っとるんですね。きのうも言ったでしょう。天変地異であれば地方債は、これはもう工期延長できると、きのう言ったんですよね。そうそう。工期延長ができたときは地方債は認められるけど、理由がない地方債の延長は認めないと、これが原則ということでございます。わかりました、以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） わかったか、わかったか、ちょっとよくわからないけど、基本的に役所が小さい工事に関しても地元業者だったら警備員さんがいないとかいうような感じの中で、下水道課長も1回、自分は指摘したことがありますよね。こういうことは認めようにと。それから工期が遅れたら指名停止とか、町内業者の方もちょっと真剣に工事をやってくれてるかなとは思ってます。

だから、大きい庁舎をみんなが見てるんですね。見本になるし、庁舎ができればほかの全国の、県外からやっぱり視察に来ると思うんですね。そのときに一応、初めの段階でちょっと、できればこれ、点数を逆に引き下げて、引き下げて、スーパーゼネコンさんだけが参加するんじゃないで、中堅の業者さんも参加できるようにして、審査員の方に多く判断してもらって、本当に点数をつけてしてもらえば、今回のし尿処理場の点数の引き上げですか、そういうふうなことは起こらなかつたらと思うております。

だから、今後も疑われるようなことはなるべく避けてもらいたいし、辞退した会社に関しましても工期が間に合いませんという内容で、一応、辞退は多分、してると思います。だから、工期を守っていただけるということでお願いしたい。

それと、済みません、ちょっと質問の内容で、ほかに何点かちょっと聞かないいけないところがありますので、その辺に関しても工期の件なんですけど、工事に当たっては一応、標準工期というのがあるんですね。その中で、資料をいただいた中で、国交省の書類を私にくれたと思うんですね。その中で週休2日制、工期を例えば業者に早くせえ、早くせえとか言うのは、脅かしてはならないというような文言が多分、あったと思うんですね。私なりに標準工期を一応、計算方式がありますので計算をしてみたら、RC、鉄筋コンクリートにつきましては4週の月に6回休みと8日休みの2つの計算方式あるんですが、今回、国交省からの資料をいただいたので、国交省

のほうでいくということだと思うので、4週の8、9の分でいきますと、この庁舎の建物に関しましては16カ月が妥当なんですね、16カ月ね。課長、よく聞いちゃってくださいよ、頭かしげんでね。16カ月なんですよ。これをプロポーザルの技術提案書だったと思うんですが、には、RCに多分、で提案してきてると思うんですよ。これを鉄骨に変えれば14カ月、16カ月、先ほど言った鉄筋コンクリートは16カ月。これを鉄骨に変えれば14カ月の一応、計算方式になるんですよ。

この技術提案書の内容変更は、まさか行ったりとしないですよ。ちょっと待ってください。だから、一応、仮契約をしてる前田建設のものに関しましては建物が12カ月なんですよ、建物だけが。だから、RCで4週8休で16カ月かかるものが12カ月なんですよ。コンクリートとか打ったときは、もう絶対、雨降りはコンクリート打設はしたらいけないから、それに養生期間をちゃんと取らなきゃいけない。そこら辺も、まさか型枠コンクリ打って二、三日して型ばらしたりとか、そういうことはある業者じゃないと思うんですが、そこら辺は徹底管理をちょっとしてもらいたいんですが、何か先に答えます。

それと、審査委員会の報告で、構造スパンの統一と軽量材か何かのプレキャスト材とか内装材のユニット化など、RC鉄筋コンクリートを使用するので工期の短縮になるという評価を多分して、最優秀者になっているんですが、委員さんからどれぐらいの工期の短縮になるという報告があったんですかね。図面もまだ多分、できてないのに、どれぐらいのこの工期の短縮になると委員さん、述べてるけど、どれぐらいの期間、短縮になるんですか。それ、ちょっと聞いてよろしいですか。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。技術提案に関する御質問でございますけれども、確かにRC構造と鉄骨づくりと、鉄骨のほう工期が一応、短いという御指摘でございますけれども、今回の件につきましては、準備段階等がございますので、総合的に見るとRCのほう工期を短縮できるという提案の内容でございました。

あと、審査委員会でどれだけ工期が短縮できるか、期間ということですけど、具体的な期間につきましては審査委員会のほうでは言及はございませんでした。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 一応、委員さん、委員さんも短縮できるというんやから、それを信用して33年の3月31日に工事を終わらせてもらおうという思いでおっとかにやしようがないかなと思います。

それと、次の同じ関連なんなんですが、きのう、宗議員の建設リサイクル法ですかね、の件でちょ

っと聞きたいんですが、建設リサイクル法の12条と13条のことを、多分、宗議員が質問したと思うんですね。その件に関して、何か県のほうから何か報告か何か来てます。連絡か何か入ってないですか。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。県というのは、県のセンターのことですか。

○議員（13番 田原 宗憲君） 県庁なり、どこかその、指導か何か。

○財政課長（椎野 満博君） 話のほうは一応、ちょっとあっておるようでございます。私はちょっと直接は聞いておりませんが。

○議員（13番 田原 宗憲君） この内容はどういうこと。確認はしてないですか。

○財政課長（椎野 満博君） 私はまだちょっと報告受けておりません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 先ほどちょっと宗議員から聞いたんですが、このプロポーザルに関しましては、解体まで工事が入っていますよね、建設から設計施工一括から全部解体まで入ってるんですね。一般的な、例えば中学校の、築城中学校の建てかえの件は、あれはもう解体工事が、解体工事は単独なんかね。だから、仮契約をしたときに、リサイクル法の12条と13条の処理をしとかなきゃいけないじゃないかちゅうことなんです。これ、してなかったら法律違反という話になるみたいなんですけど、そこら辺はもう聞いているんじゃないですか。報告何かがあったのに、課長は内容は何かちゅうことを聞かないとかいうことはないと思うんですけど。答えればちょっと答えてもらいたいし、もし下に行って内容が確認できるのであれば下に。まだ時間、ちょっとありますので確認してもらってお答えできたらいいなど。

議長、いいですか。内容が、ちょっとそこが多分、重点的に大事なことみたいなんです。

○議長（田村 兼光君） そりゃ大事なことやからな。ちゃんと（ ）してもらいたいよ。

○議員（13番 田原 宗憲君） 20分ほどまだありますので、ちょっと下に行ってもらってよろしいですか。確認をしたというのを課長が知つとるみたいやからね。

○議長（田村 兼光君） 後でごちゃごちゃないように。

○議員（13番 田原 宗憲君） 課長が資料を取ってくるのに、ちょっと時間がかかりそうなので、あと15分ほど残っておりますが、このまま終わるわけにもいきませんので、休憩をちょっとお願いしたいんですが。

○議長（田村 兼光君） いいよ。

○議員（13番 田原 宗憲君） よろしいですかね。

○議長（田村 兼光君） じゃあちょっとね。何分ぐらいがいいか。

○議員（13番 田原 宗憲君） どれぐらいですか。戻ってきたらという。時間かかるんやないですか。多分、回答はあまり、答えれば。

○議長（田村 兼光君） それなら、暫時休憩ね。

午前10時46分休憩

.....

午前10時58分再開

○議長（田村 兼光君） 残り時間14分。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。お時間を取らせまして、誠に申しわけございませんでした。

先ほどの御質問の件でございます。県の建築指導課からの連絡ということでございますけども、確認しましたところ、3月の13日に建築指導課のほうから連絡がございました。ある方から連絡ありまして、この庁舎建設事業の建設リサイクルの件ということでございました。内容等を建築指導課のほうに、説明いたしまして、再度、13日に連絡がありまして、県からは、状況は理解しましたが、建設リサイクル法の12条関係の説明書についてでございますけども、もうそちらについては免除等の規定はないので取得するよという指導があったそうでございます。そして、そういうことでございますので、業者のほうに同日付で提出の依頼をいたしました。

業者のほうからは20日までは提出できるだろうということで、現在、準備をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 建築指導課から3月13日、きのうですね。きのうの多分、宗議員と思うんですね、町長が自分で連絡せえということで、宗議員が聞いて、その旨を多分、指導課から、県の建築指導課から町のほうに連絡来た。きのうの時点で、今、課長がおっしゃったのが、業者のほうにきのう付でこの連絡してることでしょ、ですね。それで、対応したのは課長補佐が多分、したと思うんですが、その場合に課長は何も聞いてなかったということ。内容的なこと把握しないで、印鑑とか要らないんですか。（ ）それとも口頭の補佐に、どうなんですか、そこら辺のやりとり、してたということですか。先ほど何か知らなかったようなこと、言ってたけど。具体的な。だから、そんなに大した問題じゃないということですかね。一応、法律違反じゃないかちゅうことをちょっと今、指摘してるんですが。

だから、今回の、何ですかね、総務産業建設常任委員会のおきも、課長が答えるんじゃないんで、課長補佐が答えるんですね、この庁舎の件に関しては。いや、この前もそうやったやないですか。

自分が委員長代行してたときに、課長、前おるのに後ろから課長補佐が答えるやないですか。だから、そこら辺はもう補佐に任してるのはいいんですが、ただ金額的に3億4,464万円かな。高いお金、使って高いものを建てるんやから、だから、課長が真剣に全部把握して、質問されたら、こう頭かしげたりされるんやけど、自分の聞き方も悪いかもわからないけど、把握しとったならちゃんと、きょう、一般質問で通告してますんで、そこら辺は頭の中に入れてもらって答えていただきたいです。

結果的にこれが法律違反になるか、ならないか、書類を、仮契約ということは捺印して書類に割り印、多分、してると思うんですよ、割り印をね。その書類を契約書に差し込まないといけないんじゃないんですかね。書類だけもらって単体でポンと横に置いとくんですか。ですよ。契約書の中に、多分、リサイクル法とかそういうやつは中にとじなきゃいけないですよ。課長、わかります。そうじゃないですか。契約書の中に差し込んでなきゃ、で割り印を、例えばこう、何ですかね、袋とじて、それに割り印をして、その中の書類を抜けてるようになるのが契約書なんですよ。

だから、これは仮契約と言っても、またそれを破いてもう1回、捺印しかえるんですか。業者が3月20日ぐらいまでに返事するって言いよるけど、そのときにどういうふうにするんですか。それとも後ろに割り印を、例えば町のその公印と割り印を押してすれば別に成立はしますよ。後ろにとじて中に割り印を打ったらですね。だから、そこが多分、法律違反やないかちゅうことを多分、言ってるんだと、ですよ。ちょっとお答えできますか。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。リサイクル法に関する書類につきましては、契約書のほうの中にはとじ込んでおりますが、ただ、事前にその業者からのその説明書がなかったというところで、建築指導課からのほうからは本契約までに提出しておけばよいということであったようでございます。

○議長（田村 兼光君） 田原議員、時間がないので急所を問わな。

○議員（13番 田原 宗憲君） 当初、議運を3月の4日に開いたんですね。3月4日に開いたんですよ、議運をね。中で、町長のお願いとしては1日も早く議会を通していただきたい。中日の11日に採決やったんですよ。ただ、この物件に関しては委員会付託をしようちゅうことで、議運で決めてただけのことなんですよ。

もしも、ほんなら例えば11日に採決しとったら契約違反ということになるんよ。だから、22日までに出せばいいとかいうものじゃないと思うんですよ。

契約書を私たちに資料として出してるじゃないですか。その資料の中に差し込んでないものをどうやって後で、また足していくんですか。だから、そういうことができるのであれば、工期延

長もするんですよという。

プロポーザルの点数、一次審査の点数も片方は77点、片方は49点。その点数の低い業者が今回、落札してますんで。だから、そういう例えばゼネコンさんなんでしょうけど、そういう書類関係に関してはちょっと点数が落ちるから、ああいう49点の業者なんですか。ゼネコンさんやったらそういうの把握しとるんやないですかね。その場しのぎの答えはとにかく入れないんで、もし、これが契約違反になるんであればちゃんと調べてもらって、中には多分、右とか左とかは書いてないです、役所の書類見たらどっちでも取れるようなことしか書いてないです。ただ、一般的な考えと、役所から見るのと違いますよね。そこ、本当に法律違反じゃなければ法律違反でないということを課長、述べたらそれで終わるんですけど。このままでちょっと答えれんなら答えれんでいいんですけど。答えますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはきのう申したように、国土交通省のQ&Aを参考にして、一応、今のところはプロポーザルのプレゼンテーションをやった中では、数量はわからないというふうなことで、これは当然、私は契約変更をやって、議会のほうに提案するというのはきのう申したと思いますけれど、その後、県のほうが来たらそういう、必ずいるって言ったんですかね、そういう、宗さん。（「はい」と呼ぶ者あり）必ずいると、県が。（発言する者あり）

ちょっとそういう観点で、国土交通省のQ&Aでは、契約変更、数量がわかった時点で設計をやって初めてわかるわけですね、数量が。今のところは設計をやってないということで、設計を行った時点で、設計変更で私は出していいというふうな形で理解をしとったわけでございますけど、それが悪いという形になれば、またちょっと検討する必要もあろうかと思っておりますけど、若干、時間をいただきたいと思っております。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 時間がもうありませんので、もしこれが契約違反であれば、一応、成立しないということも前提に、頭の中に、ときに調査していただき。

この中でも今後、八津田小学校に関してもプロポーザルは行うと思うんですよ。だから、契約書の中に解体工事が絶対あれば、コンクリート、アスベストとかいうものもあると思うんですよ。そこを書き込まなくても、この契約書の中に白紙で差し込んだりの方はありますよ。ちょっと。済みません、建設課長。

○議長（田村 兼光君） 違反か、違反やないか、はっきり、ちゃんと聞いてから。

○議員（13番 田原 宗憲君） だから、白紙、そのリサイクル法に関しましては、白紙で例えば差し込んで、後で、（ ）いいか、悪いかわかりませんよ。ただ今回はそれが入っていませんので、だから、そこをちょっと調査して報告だけしてください。

それが、もし無効になるのであれば、法律違反とかいうことになるのであれば、町長も一応、取り下げを行っていただきたいと思います。

これで、質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） それでは、さっき休憩しましたから、連続いきます。

次に、7番目に、4番、池亀豊議員。池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） ちょっと頭がまだ回っておりませんが、通告に従って質問させていただきます。

初めに、国保料（税）における子供の均等割減免についてということですが、質問に入る前に、提案があります。

先日、5日の日に国保運営協議会が開かれ、平成31年度税率が議案として提案され税率が決められました。税率は30年度の税率と変わりませんでした。変更がなかったのですが、もし、税率の変更があった場合、本議会に条例が提案されるのではないかと思います。税率を決める国保運営協議会は、議案が配られる前に開いたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案はケースバイケースになると思いますが、実質課税がいわゆる所得の積み上げを行ってから課税という形になります。そういう形になれば6月議会でも間に合うという形になります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 今、町長、そうおっしゃいましたので、それでいいのかと。

きのう、私、ちょっと役場の元課長をされていた方に聞きますと、今、県のほうに移ったので、それはできないのではないかと教えていただきましたので、きょう、こういうふうに来ました。町長の答弁が正しいかどうかわかりませんが、とりあえず私はそういうふうに思いましたので。

次に、質問に入ります。全国知事会・全国市長会などの地方団体、国民健康保険、国保について、加入者の所得が低い等、ほかの医療保険より保険料（税）が高く、負担が限界になっていることを構造問題として指摘、制度を持続していく上で財政基盤を強化するための公費投入の拡充を国に要望しています。これは、全国知事会・全国市長会ですけど。全国町村会も要望してるのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） その点については、私は要望してるかどうかちゅうのはわかっておりま

せん。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） これ、大事なことですので、町長にも関心持っていただきたいと。知事会・市長会がそうやって提言してるわけですから、町村会も、町村会が一番身近な国保、今回、県になりましたけど、運営をずっとしてきたところですから、もう少し関心を持っていただいて欲しいということを申し述べて。

次に、国民健康保険中央会会長を今、やってらっしゃる高知市の岡崎市長は、今、国保加入者の多くは現役を引いた年金生活者や自営業・非正規労働者などです。自営業がもうかる時代ではないので、加入者の多くが所得が低い人ばかりという状況になっています。これが、国保の財政基盤を非常に弱くしており、所得が低い上に保険料率は被用者保険と比べても高く、国保加入者の負担も限界に近づいている。全国市長会としても一貫して一定の公費拡充を要望していますと、国保への公費支援を求めています。これ、国民健康保険中央会会長の高知市長です。町長も同じようにお考えでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には国保運営という形では、私は築上町の国保運営について私なりに考え方を持っております。というので、池亀議員と少し見解がいつも異なることを私、申ししておりますけれども、国保はやっぱり国保加入者の皆さんで運営をしていくと、これを原則にやりながら、池亀議員は一般会計から金をつぎ込めと、このような要望がたくさん出てきておりますけれど、これはちょっと社会保険の皆さんにもつぎ込まなければいけないと、そういう観点から、やっぱりこれは国保は国保だけで運営をやっていく。

しかし、町のほうで健康対策とかそういうものは全ての皆さんにやっていくという形になれば、できるだけ国保の皆さんが利用しやすいような形にはなろうかということで、健康対策には十分気をつけてやっておると、こういうことでしか。とにかく独立会計でございますので、国保会計というのが。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 今、町長のお考えは、もうずっと聞いている。

私が今、言ったのは、高知市の市長をやってらっしゃる岡崎さんという方が、国保の中央会の会長として述べられている話をして、もっともだと思う。これ、町長は池亀議員が何とかとおっしゃいますけど、全国的には私が特別変なことを言ってるわけじゃないんですよ。同じような答弁をずっとされてますけど。

同じく、岡崎市長が、国保料には世帯の人数1人につき一定額を加算する均等割があります。

単純な掛け算になっているので、子供が多い世帯ほど負担が重くなる。保育・幼児教育の無償化など、これから子供を生み、育てやすいように少子化対策をやっていこうというときです。これだけに、子供の数が多い世帯の均等割については制度上見直したほうがいいのではないかと、少子化がどんどん進めば労働力の減少だけでなく経済も成り立たなくなります。企業にも当然かかわってくる話で、この間の大企業の減税はちょっと下げ過ぎたのではないかと、投資家対策の一環として大企業に一定の負担を求めていくという考え方もあると思う。国民皆保険が崩れたら、日本の医療制度は成り立たない。まず、病院の経営ができなくなる、医療の崩壊を防ぐ上でも公費支援を拡充して国保を守っていかなくてはなりませんと、高知市長がおっしゃっています。

私も本当にそうだと思うんですよ。町長にも、最初から否定するんじゃなくて、ちょっと同感の姿勢を示していただく答弁が欲しいのですが。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には池亀議員の言う形にすれば、非常にいい制度になるんだけど、今、地方税法の中で国保税の徴収が決まって、徴収の仕方、これはもう根本的に国会のほうで方法を変えてもらわなければ、我々としてはこの方法を守っていくという形の中ではどうしようもできない状態でございます。

その中で、先ほど言ったように、一般会計つぎ込んで若干、町もございます、市町村で、自治体。しかし、全てがそういう形になれば、国のほうが面倒を見るような体制ができればいいけど、そこもさりとて今も国のほうの医療費の面倒というのは、国保税の面倒は調整交付金という交付金で運営を賄うような形に、医療費給付の面をいろんな形で、国のほうから給付がありますけれども、課税は地方税法の改正をやってもらわなければ、これはもうどうしようもならないという状況でございますので、池亀議員が言う、本当に住民の負担が少なくなるような医療制度というのは、これはイギリスの制度あたりを見れば非常にいい制度になっておりますけど、日本はやはりそれぞれランク制があるような状況でございますし、本当は国民皆保険であれば誰が病院に行っても同じようなシステムになるのが、私は好ましいと、このようには考えております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 今の答弁ですね、今、高知市長がおっしゃってるのと同じだと思います。高知市長も国の制度を変えることを要望しているおっしゃっている。だから、今の町長の答弁、同じだと思います。

次に、通告にも書きましたけど、社会保険について。

社会保険ですが、中小企業庁の中小企業小規模事業者の現状と課題というのがあります、出ています。売り上げ純利益に占める社会保険料負担の割合が中小企業は大企業の約1.4倍になっています。これは、中小企業庁の発表です。中小企業の経営者からは、医療負担分も応能負担の

原則を強めて大企業には多く、中小企業には軽くなる仕組みにしてほしい。経営難の企業の保険料を減免する制度をと国に求めています。中小企業の経営と従業員の社会保障を守る政策の実現を求める声が中小企業から上がっています。

社会保険は、今、先ほど町長、答弁の中でも発言ありましたように、社会保険はこれまでの私の国保の質問の中でよく関連して出てくる問題ですので、今回、この問題を取り上げました。私も国の公費負担をふやして中小企業・小規模事業者の保険料を軽減することが必要ではないかと考えます。町長のお考えは、あまり長くないでいいです。簡単でいいですから、ちょっとお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 全てが国の、先ほど言ったように法改正がいろんな形で、国保だけではございません。いろんな面で法改正をすれば、もう少し住民負担が少なくなるような方法があるかと思うんですけど、なかなかそうはいってないということで、私は今、理解しております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 次に、子供の均等割の減免、軽減に対する質問をいたします。

全国知事会など地方団体が国に均等割の見直しを要求する、先ほど言いましたね。全国に子供の均等割を減免する自治体が、今、自治体独自の努力が全国で広がっています。岩手県の宮古市は子育て世帯の経済的支援を目的に、子供の均等割を免除する、2019年度予算案を発表しました。初年度となる19年度は、システム改修費を含めて1,833万円余を計上しました。宮古市の山本市長は、昨年12月議会で、全国市長会も国に同趣旨の要請をしており、子供の均等割軽減は今後、検討すると答弁していました。今回、19年度の予算案を発表した山本市長が、国保の子供の均等割減免について、各地の状況を市として調べました。子育て世帯にしっかり応援しようと18歳以下の均等割を免除することにしました。市として国保と協会健保との保険料を比べてみました。同じ所得なのに国保は協会健保の1.5倍から1.8倍の保険料になっています。国保の加入者が子育てをするときに負担が大きいことは明らかです。子供の均等割をなくすことで、いくらかでも差が縮まればと思いました。国に要望して国保制度自体を子供の均等割をなくす方向に持って行きたい、子供の均等割をなくして子育てしやすい町をつくる、そういう実例を示して国や県に財政負担を訴えていきたいと思います、と話しています。

今、全国では9つの自治体で高校生世代までを対象に第1子から減免しています。ほかに、第2子、第3子以降を減免する多子世帯減免を実施している自治体もあります。

先ほどの答弁で、ちょっとあまりいいお答えは期待できないような気はしますが、築上町でも今、この宮古市の山本市長がおっしゃってるように、少しでも子育てしたい町をつくりたいと市長さんがおっしゃってます。町長にも検討を。できないと思います、財政的な、検討するとい

う、子育て支援のために検討はしたいという答弁が、もし期待できましたらお願いしたいと。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはそうはしたんですけど、今、本町では子供の医療費、18歳までですね、初診料を除いて全部、公費負担を行っておると。こっちのほうが私はいわゆる軽減になってるんじゃないかなと思っておりますし、あと、均等割までするという形になれば、これはやっぱり社会保険との絡みでどうだろうかなど、ひとつっております。医療費であれば社会保険も国保も同等に、これは恩恵を受けるというふうなことで、国保世帯の方が、先ほど言ったように病気になるれば医療費の軽減と、こっちのほうが税金の均等割を軽減するよりはるかに私は子供の子育て支援に通じるんじゃないかなと、こういうふうに考えております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 確かにそれはもう、本当にいいことだと思います。子育て、今、大変なんです。お母さんたち大変な方がいっぱいいらっしゃるんです。少しでも町長に前向きに。今、私たち、町民の方からいろんな声を聞いています。この間も年金生活者の中で、家賃が4万円です。本当に生活が苦しいという声が大変寄せられています。ぜひそういう声に応える、町長にさせていただきたいということを申し述べまして、次に、庁舎建設についての質問に移ります。

先ほど契約が何とかという話がありました。私はちょっとそのことは置いて、もし、それが本当であれば当然、無効だというふうに思いますけど、その話は置いて、私の意見を述べさせていただきますと思います。

質問の用紙に書いていますように、一次審査で50点にも届かない事業者は、本事業を行うに足る十分な能力を有しないのではないかとということです。これは、審査委員の方にお聞きしたかったのですが、本日は事務局として出席されました財政課長にお聞きします。

一次審査の業務全体の実施体制、統括代理人の資格及び実績の項で、配点17点で3点しかない。これは、資格がないと言っているのに等しいのではないのでしょうか。同じく施工業務の実施体制、現場代理人及び監理技術者の資格及び実績が配点18点で4点しかない。これも資格がないと言っているのに等しいではありませんか。何をもちて一次審査で築上町新庁舎建設事業を請け負うに足る能力と実績を有すると、審査員の方が判断したと考えられますか。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。庁舎建設に関する一次審査の御質問でございますが、一次審査につきましては書類で審査をしております。それで、主任技術者等の配置等について審査員の方に採点をしていただいたところでございます。

一次審査につきましては、庁舎建設事業に、建設にするに足るかという御質問でございますけれども、この採点につきましてはあくまでも事業を実施できるというふうに判断された事業者に対

しまして、一次の審査で受け付けされた業者に対して採点を行うものでございますので、資格が十分にあるという判断した上での採点となっております。

業者につきましてはプロポーザル、二次審査に行くために審査をしなければいけませんので、その分を3社程度に絞るという内容でございますので、点数につきましては資格を要した上での採点ということになっております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 次に、一次審査で参加者の主要業務実績、施工業務を行うものの実績の項で、配点10点満点で10点を取り、設計業務の実施体制、設計監理技術者の資格及び実績の項で配点17点で17点を取っている、満点ですね、取っている事業者が、一次審査で取っている事業者が、募集要項に示されている事業スケジュールでは事業の遂行ができないとの判断に至ったと言っています。これは、実績・資格ともに十分である施工・設計監理のプロ、私はそう思います。プロが、この期間内ではできないと言っています。

これに対して、スケジュールの延長を前提とした提案を審査するものではありませんと、このプロの方の提言を考慮もせずに回答しています。たとえこちらの考えがそうであったとしても、先ほどから町長がおっしゃってるその2年以内ということですね、そうであったとしても、優れた事業者のアドバイスと言ってもいいと考えられる事業スケジュールの協議に関する質問に対して、何ら答えようともしていない。これは基本設計段階より民間事業者の技術力やノウハウを設計に反映し、との趣旨に反するのではないのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。二次審査に入る前の質問の件と解しますが、こちらにつきましては可能な限りの回答をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 答弁にあまり期待していませんので、私の言いたいことを言わせてもらいます。

次に、二次審査で、業務実施方針では、代表企業の経験豊富な実績と地元業者とが一体となり、施工体制を構築する点、引き渡し後や大規模災害時のフォローアップ体制の構築を評価、特定テーマの技術提案で町民に愛され、町の魅力を発信する庁舎の考え方や事業を通じた町内業者育成、ワークショップの開催など、統合的によくまとめられた内容となっており、とあります。これは、その後の要求水準を満たした提案がなされているという評価を出すために考え出されたものではないかと思えます。これもちょっと答弁、もういいです。

次の、提案価格評価では、大幅な事業削減は提案されていませんがとありますけど、先ほども田原議員の質問にありましたように、36万円です。これ、36万円が大幅な事業削減が提案されていませんとかじゃなくて、小幅な事業費削減は提案されていませんが、の間違いじゃないですか。

もう次に移ります。次の、近年の建築需要の増加に伴う資材価格の高騰や限られた期間内での本事業完了を考慮すると致し方ない部分であると判断というこの項も、言い訳をしているようにしか聞こえません。建設コストの削減を図るとの趣旨に反するものではありませんか。

最後に、今回のプロポーザル実施に際しては、短い期間であったにもかかわらずと、短期間で無理な審査をしたことをみずから告白しています。そして、築上町における新庁舎の基本理念に基づいた、安全安心で住民に誇れるシンボルとして親しまれる庁舎の実現に向けて、今後の設計施工業務全般にわたり築上町と協議を進められることを期待します、これ、期待しますという言葉で、この49点の業者を選定したみずからの責任をごまかそうとしてるんじゃないかと、私はとります。これは、今の私の意見ですので、何も答弁求めないと変ですので、どうぞ。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。答弁というところでございますが、こちらにつきましては審査委員会の講評でございますので、事務局としては回答はできないところだと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 私、審査員の方にお聞きしたかったんです、今のことを。それで、この前、宗議員が参考人として呼びたいとおっしゃったんで、私は賛成しました。今の件は今ので、以上で結構です。

次に、築城基地について質問いたします。何分までですかね。

○議長（田村 兼光君） いいです、やれ。

○議員（4番 池亀 豊君） 10分。築城基地についてですけど、この間のF-2戦闘機の墜落について、質問します。

海上自衛隊は、新聞報道によりますと、海上自衛隊は、機体やフライトレコーダーは事故原因を分析する上で重要なものだと述べています。これ、見つかったという報告があったのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 種子企画振興課長。

○企画振興課長（種子 祐彦君） 企画振興課種子でございます。ただいまの質問についてですが、フライトレコーダー等の回収が済んだという報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） あれから、もう23日です、20日ですから、きょう23日目です。一部の機体が見つかったって報道されたのが22日ぐらいだったと思うんですけど、あれからもう全然、何の進展もないということですか。

○議長（田村 兼光君） 種子企画振興課長。

○企画振興課長（種子 祐彦君） こちらのほうに特に報告が来てないというところでございます。以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 今の答弁は、こちらのほうに特に来てなく、もし見つかったとしても、発見されていたとしても、こちらのほうに報告が来てなくてもおかしくないということですか。それとも、発見されていたら当然、報告があるはずだけど来てないと。

○議長（田村 兼光君） 種子企画振興課長。

○企画振興課長（種子 祐彦君） 申しわけありません、ちょっと内容が悪かったです。当然、そういうものが発見されれば報告があつてしかるべきだと思いますが、現在のところこちらのほうに上がっておりません。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 当然、もう見つかってないということだと思いますね。一部が見つかったときに水中100メートルのところに機体があると。引き上げるという報道があつたんですよね。あれから一切進展していない、してるかもしれないけど、報告するほどの進展がしてないということですね。もうすぐ1カ月です。それで、事故当日、次の日ですかね、行橋、みやこ、築上の1市2町は原因解明までのF-2の飛行中止を申し入れていましたが、原因は解明されたと考えておられますか。

○議長（田村 兼光君） 種子企画振興課長。

○企画振興課長（種子 祐彦君） 企画振興課種子でございます。今回の件につきましては、防衛省との発表もありましたし、航空自衛隊杵築基地司令からも操縦訓練場の人為的ミスということでの報告を受けており、それを受けております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） それは新聞報道で知ってます。その報告を受けて原因は解明されたと考えていますか。

○議長（田村 兼光君） 種子企画振興課長。

○企画振興課長（種子 祐彦君） 正式な原因につきましては、当然、築城基地でも事故調査委員会のほうを設立しているそうでございますので、そちらのほうからの回答が正式な事故原因の回答というふうになると思います。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 昨年11月、築城の航空機が接触事故を起こしました。それからたった3カ月弱ですかね。わずかの間に新たな墜落事故です。防衛省は、自衛隊が安保法制に基づいて行う米軍の艦艇や航空機の防護について2018年、昨年ですね、16回実施したと発表しています。また、新聞報道によると、築城基地への米軍機の緊急着陸が2018年に急増したと報じられました。このような米軍と自衛隊の一体化が進む中で、築城基地の戦闘機の訓練はより過重、危険なものになっているのではないかと私は考えます。町長、いかがでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 米軍の飛行機、今、築城基地に昨年は大分来ました。これも、岩国基地が使えない状態にあったというふうに聞いておりますし、そのときにこっちを使わせてもらったと、こういう話は聞いております。あとはオスプレイが日出生台の演習に築城に飛来して、築城から日出生台のほうに向かったと、そういう、一応、基地のほうから連絡をあっております。そういう形の中でこれが直接、米軍の常駐化につながるということは、私は考えておりませんし、また、そういうことになれば、先般、前回の一般質問だったですかね、これ、宗議員の質問でしたかね、常駐化という話は別だと。今、日米共同訓練という形の中で、これは国と協定をしておるということで、年8回の1回が、2週間が最大というふうな協定を結んでおる状況でございますけど、実際はそんなに共同訓練に本町には、本築城基地には来てないという状況でございます。今回の滑走路延長というのは、有事の際の滑走路延長ということで、有事とは何かという形で尋ねるが、いわゆる第三国とのちょっと緊張が起きたときとか、そういうところが有事だということ。

それともう1つは、いいですか。そういうことで、一応、我々常駐化とは考えてないんでございます。

○議長（田村 兼光君） 聞かれたことでいい。池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） ちょっと質問と全然。

私が言ったのは、築城の戦闘訓練が危険なものになっているのではないかとということをやったんです。それで、今回、たった1週間、27日に、もうすぐ1週間ぐらいで訓練の再開が発表されました。それで、私は原因解明までのF-2戦闘機の飛行中止を求めるべきだと思いましたが、うちの日本共産党の人に聞きましたら、危険な訓練をあんまり間を空けると、航空自衛隊の

隊員の皆さんが危険な目に遭う可能性がある。だからある一定、そんなに空けられないんだという説明を受けましたので、こんな危険な訓練、曲芸訓練のような本当に危険な訓練してくれないのが一番いいとは思いますが、ある一定、仕方がないのかなと私はやっぱり自衛隊員の生命を守らないといけませんので、仕方がないのかなと思いますけど、やっぱり本当に早く飛行機の海中からの引き上げ、フライトレコーダーを発見して、原因を早く解明してもらおうということが本当に大事ではないかと。簡単に隊員のミスだと決めつけて言うのは、ちょっと安易じゃないかということをお願いしたいと思います。

次に、沖縄の負担軽減について、質問します。

防衛省は、普天間基地での深夜未明の離着陸について、昨年2月からことし1月まで、常駐機だけで649回に上る。また、ことし1月の外来機の、外来機というのはこの普天間の飛行機じゃない、よそから来た外来機ですね、米軍機です、の離着陸が378回で、調査開始以来、最高になったと言っています。沖縄の負担軽減は米軍基地強化のための口実に使われているのではないかと、私は本当にそう思います。または、ちょっと、次の答弁。これに対する答弁。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 普天間と築城基地は、私はあんまり、今のところは共同訓練は嘉手納の軽減ということで我々協定をしておりますし、普天間からはこっちには来てない。普天間は非常に危険だと、私ども思っております。住宅密集地の中であれだけの飛行がされておるというようなことで、これが辺野古という形に変わってる、何で沖縄だけにこんなに負担をかけるのかなと、このような思いもあります。

しかし、本土の中でどこかが受け入れればいいけど、それも私は無理だと思いますので、できれば自衛隊だけで日本を守れるようになれば一番いいがなと、こういうふうに思っているところでございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 私が、次も同じようなことを言うんですけど、沖縄の軽減ですね。これ、本当に口実にして、日本全土に米軍地を広げているのではないかと。沖縄の負担軽減を口実に、普天間から岩国基地に移転したはずのKC130空中給油機は2018年に普天間での訓練が急増し、離着陸も激増しています。全く負担軽減になっていません。沖縄県民の苦しみは激増しています。築城、新田原の緊急時使用も、今、町長がおっしゃったように沖縄の負担軽減を口実にしていますが、緊急時の定義はありません。米軍の都合次第でいつでも使用可能になります。実態は、新たな米軍基地を2カ所提供するものだと私は考えますが、町長、短い答弁をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、我々は日米共同訓練、それから有事のときの受け入れはせざるを得ないと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 私は、沖縄負担軽減を口実に、全国に米軍基地を広げ、オスプレイが日本全土を飛び回るような状態は許せないと考えております。

以上、述べまして、次の個人情報を守られているか、自衛隊の自衛官募集に関し、個人情報は守られているかに移ります。

安倍首相は、自衛隊員募集に自治体の6割以上が協力を拒否していると発言しています。築上町には自衛隊からの個人情報提供要請があつていますか。また、あつているのであれば、住民基本台帳の閲覧の取り扱い、これは、安倍首相の言う協力を拒否している自治体ですが、築上町はこの閲覧の取り扱いをしている自治体ですか。

○議長（田村 兼光君） 神崎住民課長。

○住民課長（神崎 博子君） ただいまの池亀議員の御質問にお答えいたします。安倍首相がおっしゃられたことということでしたけれども、築上町では住民基本台帳法に定めがある閲覧についてです。閲覧については、法で定められたとおりに、図書や書類を読み調べることであつて、積極的に個人情報を提供することではないという観点からです。訂正があつたら閲覧をしていただいて、申請者の方に役場に出向いていただいて、必要なところを書き写していただいています。それは年に1回程度です。

年齢で言ったら、高校3年生のお子さんの名前を書いて帰られます。池亀議員の（ ）をおっしゃられたことからいけば、非協力的な自治体かと。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 非協力的な自治体で安心しました。

今、自衛隊からの個人情報提供の要請については、総務省は、今、神崎課長がおっしゃられましたように、住民基本台帳法には自衛隊への提供の規定はないと国会で答弁しています。

今、閲覧ですから提供ではないんですよ。それで、自治体に提供の協力義務はないことは明らかです。個人情報はその人のものです。住民の権利擁護のためにある自治体が、個人情報を守るのは当然だと考えます。

今、京都市が18歳と22歳の市民約2万8,000人分の宛名シールを自衛隊に提供しようとしています。この問題が、市民の間で反対の運動が広がり、市は提供停止の申請のあつた市民だけを除外すると言っていますが、1月に提供する予定だつたのがいまだに延期になつたままです。

また、首相の地元である下関市では、この自衛官募集のための提供をお願いする国の方針に沿

って、今までは閲覧でとどめていたのを、今回から紙の台帳で提供するふうに変えたということです。

ぜひ、先ほどの個人情報はその人のものです。住民の権利擁護のためにある自治体が、個人情報を守るのは当然だと考えます。

築上町は、閲覧にとどめて、国から、もしこれから新たな指導・要請があったとしても、今、神崎課長が言われたように、そういう対応で続けていってほしいということを町長に申し述べて、お答えをお聞きします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） もう課長の言ったとおり、本人に従って業務を進めていくという形になります。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 個人情報を守ると言っていたくという答弁でよろしいですね。

それでは、次に、京築広域圏消防本部の使途不明金について質問いたします。

本議会に、京築広域圏消防本部使途不明金の概要というペーパーが配付されました。これですね。このあいだ町長から説明がありました。

これを見ますと、今から2年少し前ですね。2016年の10月1日付の毎日新聞で、「元係長に実刑判決。公判の中で、元係長は口座残高がもともと足りなかったとも語り、未解明部分が全て元係長の横領なのか、ほかの不正もあったのか闇の中となった。それでも不正に気づく大きな機会が2010年5月にあった。報告書によると田村被告が病気で入院し、決算作業に当たった当時の次長が、会計残高が4,500万円も足りないことに気づいた。しかし、田村被告は夫の退職金などを私費1,400万円や本部の基金から埋め合わせ帳尻を合わせた。報告書は捜査さえすれば判明した不正を見過ごしたと指摘」と報道されています。

なぜ、入院していた元係長にこのような帳尻合わせができたのか。この中の本部の基金、計算しますと4,500万円足りなくて、退職金などで市に1,400万円ですから、本部の基金が3,100万円ということになります。この3,100万円はどうなったのか。

この使途不明金の概要には、この本部の基金が出てきていません。これ発覚したのが2015年ですから、2010年の4,500万円足りないのは5年前ですよ。5年前のことが一切わからなかったのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私も詳しいことは熟知してないんですけど、私が消防管理者になって、この表を皆さんにお配りしております。

これを説明しますと、一番当初わかったのが平成4年から不正が行われておったという形でご

ございますけれども、平成6年、7年、これについては、違算があったということで、調査委員会認めております。

そういうことで、調査特別委員会の調査総額は1億2,386万6,434円と。その中の違算が1,175万6,360円ということで、当時1億1,211万74円ですかね。これが全体的な、今、考えておるところの足りないお金ですね。そして、これが平成22年の5月に1,400万円補填されたという形になります。

先ほど、今、池亀議員が4,500万円というのは一般会計の分で、これも後になってわかったんですね。1,400万円で当時の担当者がこれで終わったという考え方で処理をしておったようでございますけれども、その後に発覚したのが、この4,500万円とかいろんな形でございます。

だから、そういう形、それはっきりしてなかったと思います。当時の発覚をした当時の担当者ですね。

そういう形で、そして、最終的には被告というか、元職員が、一応発覚して、それから逮捕されてから、いろいろ払ってきたのが878万円。これ30年の10月10日現在ということで、そして、今回、和解損害賠償を裁判所のほうがしないかという額がこの額だということで、全体的に。

そして後、4番が組合関係による協力金というふうなことで、217万7,000円となっておりますが、現在ではちょっとふえております。

そういった形の中で、実際に足りないお金が7,494万4,000円ということで、これを何とかしなきゃならんという形になりますけれども、責任がどこにあるのかという、これが所在がわからないと、一切。

そういう形のなかで、とにかく早く解決しようではないかという形の中で、理事会、それから広域の組合の議会のほうも、それはそれだという形で、じゃあ7,494万、これももう少し少なくなる予定でございますけれども、これをどうしてするかということで、これはいろんな形で節減をして、皆さんに理解をいただくほかないんじゃないかと。誰に払えと言うても払うことは、誰も払う義務はないという形の、今、あれになっております、実際。

そういう形で御理解してもらえればいいのかなと思っておる。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 今、町長、おっしゃいましたように早く終わらせたいというのが、私が、題名に書いているように、うやむやにしようとしているんじゃないかと。

町長、何か、ものすごくいい人みたいですね。何か、本当に全てを信用して、全て自分の思いどおりにいくようなことおっしゃってますけど、おかしいんですよ、これ。

例えば今の2010年の件ですけど、4,500万円足りないことに次長が気づいたんです。そのとき被告は入院してたんですよ。退院してきて、それから帳尻を合わせる事が何でできたんか。例えば築上町の役場の中で、誰かが悪いことをして、入院してて、そのときに誰かがそれを見つけて、病院から退院してきた人が帳尻合わせることができますか。できないと思うんですよ。こんなおかしいことが、長年続けられてきたと。ここに全然説明がいかないで。

それと、先ほど217万7,000円、ちょっとふえたかもしれませんが、これが、私、最初言われたときも、うやむやにするもんじゃないかと言うたんですけど、たった217万7,000円ですよ。それで、今度は、結局、今回の回収に匹敵する節約ということで、真相の責任のない今の広域消防に責任を押しつけて、長いスパン、12年でしたかね。スパンをかけてそれをすると。全く本当に世の中がいい人ばかりではないんですよ。言葉遣い間違えたら済みません。

本当にこれおかしい事件です。ただ、説明なしに終わらせたらいいという問題ではないということ、私は強く思います。

町長に答弁を求めても当然わからないでしょうから。町長、わからないで何かあったような説明を、このあいだからこのペーパーで説明してらっしゃいますけど、結局、わからないということなんでしょう。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、このお金がどういうふうになったかというのは、私はわかりません。足りないということが事実が、今のいわゆる調定額と現金の現在高と合わないというのがわかっておるだけで、後は司法のほうも説明できなかったという形でございますし。

そして後、裁判所のほうが、先ほど申したように、元職員はこれだけの弁済できないであろうから和解をせよということで、5,000万円ほど、一応司法が説明した分は、裁判で支払えという民事訴訟を行っておるんですけど、これも裁判所の見解で和解したらどうかという見解が出てきて、和解案をこの前議会で議決したという状況。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 今の経過は十分承知しております。

ただ、本当に説明しないといけないことをうやむやにしたまま幕引きを図ろうとしているのかと思えません。

広域消防の議会がどういう議会でやってるのか。それから報告書も見えていませんし、わからないでこのまま終わっていいのかという、私の気持ちを申し述べまして、先ほどの町民の生活を守っていく町長の立場として、先ほどの庁舎の問題とか、いろいろ真摯に立ち向っていただきたいということを申し上げて、本日の質問を終わります。

○議長（田村 兼光君） これで本定例会での一般質問を全て終わりました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午後0時00分散会
